

議案第 6 号

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成 23 年 3 月 19 日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部が改正され、鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務から鳥取県進学奨励資金に関する事務が除かれたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 市町村が処理する事務から、鳥取県進学奨励資金に係る借用証書及び届出書の受理並びにそれらの鳥取県教育委員会への送付を除く。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

【参考：条例改正の概要】

1 条例の改正理由

市町村が処理する鳥取県進学奨励資金に関する事務については、概ね終了したことに伴い、鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務から当該資金に関する事務を除くものとする。

2 条例の概要

- (1) 市町村が処理する事務から同和関係者の子等に対する資金の貸与のための教育委員会規則に基づく事務のうち、別に教育委員会規則で定めるものを除く。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
（市町村が処理する事務の範囲） 第2条 次に掲げる事務は、市町村が処理する。 （1）及び（2） 略 （3） 略 （4） 略	（市町村が処理する事務の範囲） 第2条 次に掲げる事務は、市町村が処理する。 （1）及び（2） 略 <u>（3） 同和関係者の子等に対する資金の貸与のための教育委員会規則に基づく事務のうち、別に教育委員会規則で定めるもの</u> （4） 略 （5） 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（市町村が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p>	<p>（市町村が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第2条第3号に規定する教育委員会規則で定める事務は、鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成14年鳥取県教育委員会規則第23号）附則第2項の規定によりその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（1）第13条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による借用証書の受理及び鳥取県教育委員会への送付</u></p> <p><u>（2）第17条第1項、第3項及び第4項（第20条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理及び鳥取県教育委員会への送付のうち奨学金の貸与を受けている者に係るもの</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に市町村が受理した改正前の鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第2条第3項第1号に規定する借用証書の鳥取県教育委員会への送付については、なお従前の例による。

【参考】

鳥取県進学奨励資金の貸与のための市町村が処理する事務の状況

1 市町村が処理する事務の内容

進学奨励資金貸与規則の条項	事務の内容	貸与中	貸与終了後
第13条（借用証書）	奨学金貸与終了に係る借用証書の提出		
第17条第1項 （異動届出書）	貸与要件喪失に係る届出	/	/
	転学、休学、復学に係る届出		
	奨学生本人の氏名・住所変更に係る届出		
	連帯保証人の氏名・住所変更に係る届出		
第17条第2項 （異動届出書）	奨学生本人の氏名・住所変更に係る届出	/	×
	連帯保証人の氏名・住所変更に係る届出		×
	返還猶予中の転学・退学に係る届出		×
第17条第3項 （連帯保証人変更届出書）	連帯保証人の変更に係る届出	/	×
	連帯保証人の死亡に係る届出		×
第17条第4項 （死亡届出書）	奨学生の死亡に係る届出	/	×

：市町村処理事務 ×：市町村処理対象外事務 斜線部分：該当事務なし
市町村処理事務の内容は、各種届出書等の受理及び鳥取県教育委員会への送付

2 市町村が処理する事務の現状

市町村が処理する事務は、上記のとおり鳥取県進学奨励資金の貸与中の各種届出に関する事務と、借用証書提出に係るもの

鳥取県進学奨励資金は、平成13年度が最後の新規貸与で、平成17年度で貸与事務が終了し、平成18年度以降は返還事務のみ（貸与中の者なし）

平成17年度で貸与事務は終了したが、借用証書を提出していない者があったため、市町村が処理する事務として現在まで継続

借用証書の提出が進み、現時点でまだ若干名の借用証書未提出者があるものの、それらの者については、県教委が直接対応（提出勧奨や法的措置等）

「市町村が処理する事務」は、概ね終了